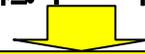


- ・看護基礎教育カリキュラムの見直しは、前回改正（平成8年度）から10年以上経過。
- ・特に新人看護職員の臨床実践能力の低下→早急な対応が不可欠。



- ・**現行の教育期限の範囲内（看護師3年、保健師・助産師各半年）での改正で、現下の問題に速やかに対応**

看護師教育

・統合分野・統合科目の創設

（基礎・専門科目で履修した内容を臨床で活用するため、チーム医療、看護管理、医療安全等を学ぶとともに、複数患者の受持ちや夜間も含めた実習とする。）

・各分野での教育内容の充実

（医学的な基礎科目を臨床での応用を志向したものとするとともに、コミュニケーションやアセスメント能力、看護倫理、終末期看護等を強化した内容とする。）

・看護師に必須の技術項目と卒業時到達度を明確化

（約140項目の技術につき、「単独で実施できる」～「知識としてわかる」まで4段階に必要な到達度を設定）

・教育現場の負担にも配慮し、これらを実施する上で最低限必要な単位数の増（看93単位→95単位、保22単位→26単位、助22単位→23単位）を実施

保健師教育

・臨地実習の充実等

（現場での実際の業務に即した形での教育内容（計画、実施、連携調整、評価等）とする。）

・保健福祉行政教育の強化

（社会の課題を政策形成過程に活かす能力に力点）

・保健師に必須の技術項目と卒業時到達度を明確化（引き続き検討）

助産師教育

・臨地実習の充実等

（実習対象となる分娩の定義の明確化、産前産後に継続した事例の実習、分娩以外の際の支援能力の重視）

・各分野での教育内容の充実

（チーム医療、他職種協働、医療安全等）

・助産師に必須の技術項目と卒業時到達度を明確化

基礎教育の教育期間については、我が国社会と保健医療福祉制度の長期的変革の方向性を視野に入れた検討を別途行う。